

無抵抗主義と平和主義

「目には目を、歯には歯を」と言われていたことは、あなたがたの聞いているところである。しかし、わたしはあなたがたに言う。悪人に手向かうな。もし、だれかがあなたの右の頬を打つなら、ほかの頬をも向けてやりなさい。あなたを訴えて、下着を取ろうとする者には上着をも与えなさい。もし、だれかが、あなたをしいて1マイル行かせようとするならその人と共に2マイル行きなさい。求める者には与え、借りようとする者を断るな。(マタイ5・38-42)

1

これはあまりにも有名な「山上の垂訓」の一節で、イエスの「無抵抗主義」として知られる。

イエスはここで、当時のユダヤ人が子供の時から会堂においてくり返し教えられ、彼らのものの考え方の基本になっていた律法の一句をとりあげ、それをはっきりと否定しておられる。他人があなたの目をえぐるがあっても、同じように相手の目をえぐることをするな。そこまでは律法で許されているが、それもするな。いや、悪には一切手向かうな。何をされても報復せず、全く無抵抗でいよ、と。

「目には目を、歯には歯を」の句は、出エジプト記21・24、レビ記24・20、申命記19・21からの引用である。しかしこれらの箇所をよく読んでみると、そのニュアンスは私たちが一般に考えているところとは大分ちがう。「目には目を」という言葉を、私たちはふつつ目をやられたら目をやれとまでは言わずとも、目まではやってもいいということだと理解している。しかし旧約聖書の言うところは「目には目」には相違ないが、それは「もし他人の目を傷つけてしまったら、自分の目で償え」という意味なのである。申命法典はこれを明確な法律の規定として次のように言っている。

命には命、目には目、歯には歯、手には手、足には足をもって償わせなければならない。

これはいわゆる「タリオの法」(lex talionis 同態復讐法、同害報復法などと訳される)で、モーセ律法よりもずっと古い有名な「ハンムラビ法典」の中にも、この規定があるという。おそらく古代オリエントの諸民族に広く行われていた一般的な法律だったのであろう。

ところで、誰でもすぐに気がつくように、イエスが「しかし、わたしはあなたがたに言う。悪人に手向かうな」と言われたとき、そこには「目には目でつぐなう」というより、「目には目で報復する」という考えが前提にあって、だからこそ「いっさい報復するな」と言われたのであることは確かである。そうするとイエスは律法を誤解ないしは曲解しておられたのであろうか。『日本人とユダヤ人』のイザヤ・ベンダサンは其中で、これは「ユダヤ人は復讐を公認した、しかしキリストは右の頬を打たれたら左の頬を出せといった。キリスト教はユダヤ教の復讐公認を否定した愛の宗教である」とする「キリスト教徒の悪意ある解釈」ではないかと批判している。

「目には目でつぐなえ」と言い、「目には目で報復してもよい」と言うも実は同じことである。しかし、そこにはもちろん大きな相違がある。すなわち、同じこと、同じ事態を見るものの立場の相違である。一は自分が相手の目を傷つけてしまった、その時にどうするかと物事を考えているのに対して、他は人に自分の目を傷つけられたらどうするかと考えている。一は相手の立場でもものを見ているのに対して、他はどこまでも自分中心にものを考えている。そして後者は自分が他人を傷つけることがあるかも知れない、とは考えてもみない。

これはこんにちの言葉、こんにちの問題意識で言い代えてみれば、まさに「被害者・加害者」の問題ではないだろうか。日本人は被害者意識が強いと言われるが、これは何も日本人に限らない。人間というものは性来そうしたものである。ユダヤ人も律法の教えは暗記するほどによく知っていながら、現にこの規定も「目には目でつぐなえ」と文字通り読んでいながら、自分が被害者になった時のことばかりを考え、この法が同害までは復讐を許すもののみ理解するようになっていたのではないであろうか。イエスの時代には、この規定は実際には行われず、報復は金銭による賠償によって行われるようになっていたというが、そういう制度上の変化ばかりでなく、そもそもの法の根本精神がすっかり失われてしまっていたのではないであろうか。それが法というものの持つ性格（法の形骸化、律法主義）であり、人間性と言うものであろう。

イエスはこのことを深く洞察されて、この法の通俗的理解を厳しく批判されたのではないか。それこそが「律法を廃するためではなく、成就するためにきた」（マタイ5・17）と言われたイエスの律法理解であり、自分の使命として自覚されたところであった。旧約を読まず、また読んでも気がつかず、あるいは故意に無視して、このイエスの言葉をうわべだけで解釈して、これをユダヤ教に対するキリスト教の優越の根拠とするならば、ベンダサンの指摘のごとく、それはキリスト教徒の悪意ある解釈であり、思い上がりである。ことはもっと深刻な人間性そのものの問題である。ものを自分中心にしか考えられない人間性、自分をいつも被害者の立場におかなくてはならない弱く、いじましい人間性。イエスは決して律法を誤解されたのでも曲解されたのでもなく、この人間性そのものをこそ鋭く衝かれたのである。このこと無くして律法の成就（律法の精神の回復）はないからである。

被害者・加害者の問題は必然的に私どもを15年戦争の戦争体験へと結びつける。日本人の多くは、この前の戦争において自分が戦争の加害者であったとは考えない。自分はどこまでも戦争という、いわば天災の被害者であって、あの大战中日本の軍隊がアジア全域にわたってどれだけ多くの不法を働いたかという事は、もうすっかり忘れてしまっている。その証拠があるいはなりふりかまわぬ経済進出であり、買春観光であり、相手の気持を無視した慰霊団の派遣であり、そして今夏（1982年）の「教科書検定」事件である。

被害者意識とは要するに甘えの意識である。現実を直視することの出来ない精神的弱者（M・L・キングはこれを soft minded という）の意識である。これに対して加害者であるとは（この場合、加害者意識という言葉はあまり使わない、あるいは加害者としての自覚とでも言ったらよいかも知れない）、人間が生きていくということは、絶えず他者に害を加えることをまぬがれないという冷厳な事実をしっかりと見すえ、シュワイツァーの言葉を借りれば「自分の幸福を自明のこととせず」、他者への配慮と関心を抱いて

生きるということであろう。これは被害者意識とは正反対に実に強靱な精神と言わなければならない（キングの言う tough mind ）。

イエスの無抵抗主義は、しばしば弱者の倫理、敗者の哲学と非難される。果たしてそうであろうか。イエスはなぜ右の頬を打たれたら左の頬をも向けよ、下着を取る者には上着もやれ、1マイル行けと言う者には2マイル行ってやれと言われたのだろうか。単なる無抵抗であるならば、頬を打たれたら打たれ放し、下着を取られたら取られ放し、1マイル行けと言われたら1マイル行っただけでいいではないか。これは単なる言葉の文^{あや}なのであるだろうか。私にはどうもそうとは考えられない。なぐられてもなぐり返さない。その意味では確かに無抵抗である。しかしそれだけではない。その無抵抗に明確な意志表示がある。形容矛盾であるが「無抵抗の抵抗」と言ってもよいだろう。意志表示の内容は後述することとして、イエスはここに、悪に対して全く抵抗しない、すなわち徹底的に弱者になることによって、一挙に被害者意識を克服し、精神的強者になる道を示されたのである。そして言うまでもなく、イエスご自身まったくそのように生きられたのであった。

私はつねづね平和というものは強者が弱者に和解の手をさしのべることだと信じている。国際社会においても大国の方が小国に対してゆずることがなければ決して平和は来ない。現に世界に平和がないのは、そのことをよく示している。これは精神の世界においても同じである。人は徹底的に無抵抗であることによって精神的強者になった時にのみ「平和をつくり出す人」になり得る。私の言いたいことは、被害者意識に発した（弱者の）平和運動は結局ほんものにはならないだろうということである。この点で作家の曾野綾子がコルベ神父のことを述べた一文の中で、同神父のアウシュビッツにおける身代りの死は現代人の安易なヒューマニズムの自己滞足に対して一つの警告を与えるとして、「平和や生命をいとおしむという行為は、本来いざという時、自分の命を代わりにさし出すという決意をひき当てにすべきものなのである。署名運動やアピールの採択やデモ参加など、それに比べれば甘い自己満足と自己宣伝に過ぎないことが明白になる」（『朝日』10月1日付）と言っているのに共感する。ただし「署名運動うんぬん」という彼女らしいえらぶった思い上がりは全く取らないが。

2

さてもう一度タリオの法に戻るが、これが「目には目でつぐなえ」であろうと、「目には目で報復せよ」であろうと、無制限な復讐、力の強い者の勝手な私刑などを制限しようとするものであることはまちがいない。同害復讐法などというといかにも未開野蛮な法律のようにひびくが、決してそのようなものではない。法律家の言うところによれば、これは近代刑法で言う罪刑法定主義の少なくとも原形であるとされるが、今から3千年も4千年も前にこのような人権を保障する法律が出来ていたということはおどろくべきことである。

考えてみれば、申命法典の定めのように「命には命、目には目……をもって償わせなければならない」、すなわち悪いことをしたならば、それに相当する（同害の）罰を受けるということがあるからこそ、社会に正義が貫徹し、社会の秩序が保たれるのである。タリオの法はその意味で社会の正義と秩序の源泉であ

り、法体系全体の基礎をなしているものと言わなければならない。社会の安定といい、法治国家と言うもすべてタリオの法によると言って決して過言ではないのである。

それにもかかわらずイエスはこれを否定された。悪に抵抗しないということは、悪のはびこるのにまかせることか。社会に正義が行われなくてもいいのか。不義に対する制裁が無ければ弱肉強食、力は法なりとなって、社会は秩序を失い、混乱してしまう。これはイエスの無抵抗主義に対する最も深刻な疑問であり、反対であろう。すなわち正義の問題をどうするかということである。無抵抗主義には、もちろんその実行に伴う大きな困難がある。なぐられてなぐり返さないなど、人間にはほとんど不可能と思えるほど難しい。しかし無抵抗主義に伴う困難は、それ以上にこの正義の問題をどうするかということにある。無抵抗で正義は貫徹するのか、するとしたらどうすれば正義は立つのか。この問題に確信がもてなければ、人は決して無抵抗を貫けないであろう。

先刻私は、ここのイエスの言葉には単純に無抵抗と言ってしまえない、言ってみれば無抵抗の抵抗とも言うべき、きわめて積極的な、明確な意志（思）表示があると書いた。その内容が私にはこの正義の問題であると思えるのである。右の頬を打たれたら左の頬をも向けよという言葉は、「たたかれても決してたたき返すな、絶対抵抗するな、全く無抵抗であれ。無抵抗を徹底することの中にこそ、暴力をふるい無法を行う側にも、また「正義」と称してこれに復讐する側にも決して正義はない、正義はただそうした行動の中にこめられた怒りや憎しみから解放された者の側にのみある」という明確な意志（思）の表明なのである。パウロの言葉で言えば、「自分で復讐をしないで、むしろ、神の怒りに任せる。悪に負けることなく、かえって善をもって悪に勝つ」（ローマ12・19、21）。そこに正義はある。そのように生きる者の側にこそ正義はある、ということである。無抵抗主義には、その言葉から受ける印象とは裏腹に、この激しい主張と、それを裏づける厳しい姿勢とがあるのである。

3

山上の垂訓に対するもう一つの重大な批判は、その倫理に社会性がないということである。イエスの教えは個人の道徳として見れば立派なものであるが、個人と集団、あるいは集団と集団の関係の規範とはなり得ないのではないか。この無抵抗主義にしても、個人としてその主義をつらぬくのはよいが、これを例えば国と国との争いに適用することはできないだろう。イエスの言うようなことをしたら国は滅びてしまう。これはどこまでも個人的な倫理に過ぎないのであって、そこに山上の垂訓の限界もあるのである、と。果たしてそうであろうか。

ここでイエスは「悪人に手向かうな」という教えの例を五つ挙げておられるが、その第3番目のもしだれかが、あなたをしいて1マイル行かせようとするなら、その人と共に2マイル行きなさい。という言葉の「だれか」は、当時パレスチナに駐留していたローマの軍隊の兵士を指すものだという。それはここの「しいて……行かせる」と訳された語「アンガリュオー」の原意が「権力をもって強制徴用する」ということだからである。グッド・ニュース・バイブル（現代語訳）は、この意味を積極的にとりあげて次のように訳出している。

もし占領軍のひとりが、あなたにその荷物を 1 キロメートル運んで行けと命じたならば、2 キロメートル運んで行ってやれ。

占領軍の兵士と被占領地の住民、武装している者と丸腰の者、強大な権力を背景にしてその力を行使する者と何の力も後楯もない者という関係を考えれば、これは何というしたたかな抵抗であろうか。そこには体制的、権力的、権威主義的人間を徹底的に無視し、嘲笑し、これを心からあわれむことのできる頑健強固な精神がみなぎっているように思える。

イエスはそういう方であった。ヘロデ・アグリッパが彼を殺そうとしていると告げられた時、イエスはこの権力者を「きつね」と呼ぶことをはばかられなかった（ルカ 13・32）。また弟子たちに向かってこうも言うておられる。

異邦の王たちはその民の上に君臨し、また、権力をふるっている者たちは恩人と呼ばれる。しかし、あなたがたは、そうであってはならない。（ルカ 22・25～26）

このイエスの倫理を社会性がないなどとは決して言えない。先の 2 マイル行けの教えにしても、この弟子たちに対する言葉にしても、個人と体制との関係の微妙な問題性を実に明確に指摘してはいないだろうか。

4

アメリカの黒人牧師マーチン・ルーサー・キング（1929～68）が、彼の黒人公民権運動の哲学およびその方法を規定して“Non-violent resistance”（非暴力抵抗）と言ったとき、彼はこれほどこまでも「抵抗」であるとした。何に対する抵抗か、言うまでもなく社会の不正義、不公平に対する抵抗である。ただしそれを悪に対するに同じ悪をもってするのでなく、善をもって、すなわち一切の暴力を排除してしようというのである。これが非暴力抵抗である。彼はあえて「抵抗」と言って、無抵抗主義という言葉に必然的に伴う誤解をとり去り、イエスの倫理の中にある社会性と政治性を積極的に引き出し、その理念をもって、この律法の根本精神である社会正義の貫徹を実現しようとしたのである。それゆえ、彼は非暴力抵抗について、その精神をイエスに学び、その方法をガンジーに学んだと言っている。

ところでキングは今から 20 年も前に次のような発言をしている。少々長くなるが引用する。

最近になって私は、国際関係でも非暴力の手段が必要だということが分かってきた。……かつては、いかにも戦争は恐るべきものだが、全体主義体制に降伏するよりは、まだましかもしれない、と考えたわけである。しかし、今では私は、近代兵器の潜在的破壊力が、戦争というものから、もう一度消極的な善の働きをする可能性さえ奪ってしまった、と信じるようになった。人類には生存の権利がある、というのなら、われわれは戦争と破壊に代わるものを見つけなければならない。宇宙的運搬手段と誘導弾道ミサイルの現代には、非暴力か、非生存か、の選択しかないのだ。（「非暴力への遍歴」より）

キングはここで、国際関係においても非暴力主義が必要であることを唱えている。非暴力主義は無抵抗主義に基づくものであり、国際関係に適用されるとき、それがふつうに平和主義と言われているものであることは言うまでもない。

イエスの倫理は決して個人のレベルでしか通用しないというものではない。キングが社会のレベルでそれを規範としたように、国家のレベルにおいても十分に有効でありうるものである。すなわち、イエスの倫理を非現実的として捨て去ってしまうのなら別だが、これを個人倫理としては受け容れながら集団の倫理としては適用しがたいとするのは、私には理に合わないと思われる。無抵抗主義のことで言えば、これは当然国と国の紛争を解決する手段としての一切の武力（暴力）を否定する立場である、平和主義を生むものであると私には理解される。

平和と平和主義は必ずしも同じではない。平和は私どもにとって最高の価値であるが、平和主義はそこに至る一つの道、方法である。しかし「信仰によって義とされ、わたしたちの主イエス・キリストにより、神に対して平和を得ている」（ローマ5・1）もの、そしてイエスの教えられる無抵抗の倫理に生きようと願っているものは、一市民として国の問題を考えるとき、平和主義に立つ以外には正しい選択はないと思うのである。

5

平和主義と一と口に言っても、いろいろな平和主義がある。「平和を欲するならば戦争の備えをせよ」という類いの平和主義から、現状では平和主義の方がより小さな悪だと考えるような現実的平和主義に至るまで、さまざまである。しかし少なくともイエスの無抵抗主義に則る平和主義は、国家のレベルで言えば、「非武装平和国家」ということでなければならないだろう。そして言うまでもなく、その憲法において

国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

と定めている私どもの国は、まさにその「非武装平和国家」である。この憲法制定の経緯がどうであれ、これが、あの愚かで悲惨な十五年戦争の経験から学んで、日本国民が心から「恒久の平和を念願し」て決意したところであった。

しかし現在の日本の状況は、ここに明言されているところと余りにもちがう。「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」どころか、年々増大して、いまは世界で8番目とかの軍備を保有しているという。もちろん、この憲法第9条の規定は国の自衛権を否定するものではない、従って自衛のための戦力を保持することまでも否定するものではない、自衛隊があることは何も平和主義と矛盾するものではない、という議論もある。いや議論もあるではなくて、現在ではこれが日本人のおおかたが持っている考え方である。（世論調査によれば、自衛隊の支持率は8割ないしそれ以上に達する。）

武力の保持は、なるほど必ずしも平和主義と矛盾しないかも知れない、それを使わない限りは。しかし武器を持っていて、それを使わないということが有りうるだろうか。「悪人の手にあるピストルは、フランチェスコの手に預けた原子爆弾より危険である」（フルトン・シーン）と言った人がある。全くその通りで、人間はみな悪人なのであり、特に武器をもつとき悪人になるのである。残念ながら人間の世界では、

原子爆弾を預け得るような人はピストルひとつ持たないのであり、ピストルの保持を主張するような人は必ずついには原子爆弾の保有をも主張するようになる。核その他の戦力による戦争抑止力というのは、すべてそうしたものではないか。それは恐怖と脅迫による抑止であるから、保持する武力は少しでも相手より優っていなければ安心することが出来ないのは理の当然である。ことしの国連軍縮総会が会議としては結局何も生み出すことが出来なかったのも、考えてみれば当然である。軍縮というのは、いずれか一方が自発的に軍備撤廃を断行しない限り行われるものではない。だからこそ人間は、今から4千年も前にタリオの法を考えたのである。

日本政府は日本が軍事大国になることは有り得ないとくり返し明言している。私どもはその言葉を信じたいが、その約束を守ることは非常に難しい。いま考えたように、軍備というものは一度持ったら、まず絶対にこれを少なくすることは出来ない。より大きく、より強くしていく以外にない。世論調査によると、日本国民は大体いまの軍備ぐらいでいいと思っているらしいが、それで本当にすむだろうか。こんど総理大臣になった中曽根康弘という人はもう10年以上も前に、日本国内でなくアメリカで、いずれ日本でも徴兵制度が必要になると明言した人である。軍備をもっていればそうなるのは当然である。軍備で国を守るのに、ある一部の人が命を張って国を守るというのはおかしいではないか。自衛隊をよしとする人は、そこまでのことをしっかりと考えているのであろうか。その上もっと恐ろしいことは、軍の幹部が一部政治家、財界人と組んでいつ「火あそび」をやりかねないということである。武器を持てば、人間は必ずこれを使ってみたくなる。私どもはついこの間このことをいやという程知ったばかりではないか。他国からの侵略ももちろん恐ろしいが、もっとこわいことは自国の軍隊に鉄砲を向けられることであり、憎みもしない他国の人々に鉄砲を向けさせられることである。世の中に自国他国を問わず軍隊ほど恐ろしいものはないのである。

他国からの侵略があつたらどうするか。私は憲法第9条は自衛権を放棄したものだとは思わない。自分の国を自分が守るのは当然である。だから侵略に対しては、これに抵抗し、自らを守る。ただ武器を取ってそれをしないということである。キングの非暴力抵抗をもって自衛するということである。それでは国は滅びてしまう、国家あつての国民だ、という人もあろう。しかし私はそういう人に聞きたい。1945年8月15日、日本は連合国側に無条件降伏した。武器があつても日本は降伏したではないか。軍国主義者たちは、少数の名誉ある例外を除いて、武器をすてて降伏したではないか。いまの自衛隊は超大国を除けば世界有数の軍隊であるという。それをもってしても、軍備で日本を守れると信じている専門家は一人もいないというではないか。それならば全く軍備をもたずに整然と降伏した方が、どんなにいいか。この点で私は森嶋通夫氏の所論に全く同感である（『自分流に考える』文芸春秋社）。くり返して言うが、降伏することは決して自衛を放棄したことではない。武力をもって侵略された時に同じ武力をもって抵抗しない、ということである。その意味で無抵抗である。そしてその無抵抗であることによって国家間の正義を貫徹し、国民に道義の力を保持せしめるのである。そしてこの道義の力こそが最も明確な自衛権であり、最強の戦力である。そう信じて、武装せず、万一の事態にどのように対処するかを考え、案を立て、その為の訓練をすることが、平和主義である。

非武装平和国家にとってさらに大切なことは、あるいは外交を通じ、あるいは経済協力、あるいは文化

交流などを通じて、ふだんに諸外国との友好信頼関係を築くことに努めることであろう。森嶋氏はこれを「ソフト・ウェアによる国防論」と言っている。

以上ここで私があらためて言いたいことは、日本人は憲法で明言した非武装平和国家論をもうおろしてしまうのかどうか、その決断を迫られる時期が来ているということ。それからもう一つは、日本人がそれを意識すると否とにかかわらず、私どもがひと度掲げたこの平和主義は実はイエスの無抵抗主義に基づくものであり、その国家レベルにおける少なくとも一つの確かな表明なのだということである。

(所載) 『テコア通信』第133号、1982年 12月